

平成18年12月6日

コンテンツを巡る課題 (知的財産戦略本部会合資料)

大宮法科大学院大学教授

弁護士

久保利 英明

コンテンツ専門調査会企画ワーキンググループは去る11月27日、ハリウッドで活躍する映画プロデューサー瀬隆重氏とアニメ・造形アーティストである村上隆氏にヒアリングを行った。そこで明かとなったのは

「このままでは優れたコンテンツ人材は日本を捨てる」
と云うことであった。

1. 契約と弁護士に関する課題

お二方とも、映画もアートも産業であり、産業であるから利益を無視しては存在し得ない。コンテンツ産業が個人の能力に依拠した産業である以上、その利益は個人に還元され、個人が儲かることが優れたコンテンツを成立させる原点であるという哲学を披露された。カネのためにコンテンツを創るわけではないにしても、優れたコンテンツが利益を生み出せば、当然にカネが制作者に廻ってくる仕組みが必要であり、その仕組みは契約書によってしか担保されない。しかし、日本では契約書の締結を提案するだけで嫌悪され、失礼な奴として排斥される。芸団協の調査によれば契約書不交付が52.7%を占める。一瀬氏によれば、日本映画の90%が映画完成後にしか契約書が締結されないし、契約書の不整備が国外との折衝で損をしていることすら気づいていないというのが現実である。

契約書の締結さえ嫌悪感の対象となるのであるから、弁護士が介入するケースも限定されている。NPO 法人エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークを立ち上げ、400人近い弁護士が参加してもまだまだ、これを活用しようとする状況には至っていない。

この点を解消できなければ、日本のコンテンツはビジネスたり難く、産業化せず、いわば趣味の世界に止まったまま朽ち果てることとなる。優れたアーティストは契約書により成功報酬制度を設定することも出来ないこの国を捨てて、米国へ、欧州へと活動の拠点を移動してしまうことであろう。立法や業界ルールによる契約書締結の原則化と弁護士関与による交渉力強化が必須と考える。

２．人材育成と課税上の問題点

わが国が米国や EU と比較して劣っているのは、多様な高度専門教育を受けたコンテンツプロデューサー人材と投資資金の不足にある。お二人が強調するのはわが国においてコンテンツが産業化していないが故に、資金調達・制作・販売・などのストラクチャーが確立しておらず、プロデューサー育成のための学校を創ってみても、そもそも何を教えるべきかすら確定できない。契約締結やビジネスモデルの構築に当たって弁護士などのプロフェッションを利用する企業が少ないことから、米国ではプロデューサーの重要な供給源であるコンテンツビジネスに詳しい弁護士や MBA も限られている。商品投資法の規制を逃れるために、海外展開に適さない製作委員会方式に安住する姿勢が強く、海外マーケットを視野に入れたベンチャー資金やエンジェルの新規投資の流入はすこぶる困難となっている。さらに税制についても寄付金控除が限定的で且つ所得税にしか適用されず、地方税の控除がほとんど認められないことや、作品自体の寄付の取り扱いが米国に比較して不利であるなど知財国家戦略として必要不可欠な税制面の改革が全くとって良いほど進んでいない。

前述した人材育成について、目下、法科大学院や知財専門職大学院への期待が高まっているものの、税制の遅れがこれらの教育のハード・ソフト両面での充実を阻んでいる。海外とりわけ米国のロースクールを訪れた人であれば誰でも気がつくことであるが、米国の大学の巨額な運用資産、図書館や大ホールなどの施設、学生への奨学金等は私人の寄付によって形成されたものである。だからこそ図書館や学生ホールのみならず、一つ一つの教室にまで、寄付者の名前が刻まれており、これらの寄付者の肖像や名前を記載したプレートが所狭しと表示してあるのである。しかし、米国人が単に教育や文化に関心が高く、顕彰されたいという名誉心が日本人よりも飛び抜けて強いわけではない。この差をもたらしているのは、日米の個人献金に対する税制上の取り扱いの差、即ち寄付することのメリットの差に他ならない。

米国の大学ではこうした寄付を基にしたエンダウメントと呼ばれる基金がハーバードで 2 兆円。MIT で約 1 兆円である。わが国の大学は 2 桁下の金額しか保有していない。こんな財政状態では米国型のロースクールに匹敵する法科大学院は創れない。根本的な税制改革が必要である。